

二、この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後その期日が公示され又は告示される選挙から適用することとなるよう所要の措置を講じるものとする。

委員長報告

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の委員長報告参照

○委員会付託に至らなかったもの

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院	衆議院	備考
3	日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案		五七二三〇		付委員会 託議決	付委員会 託議決 本院議決	
						五七二三五 運輸 継続審査	